

# 全社協

## Action Report

第 294 号

2025（令和 7）年 7 月 15 日  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
Japan National Council of Social Welfare  
（全社協 ぜんしゃきょう）

総務部広報室 [z-koho@shakyo.or.jp](mailto:z-koho@shakyo.or.jp)

TEL03-3581-7820 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル



### 〈事業ピックアップ〉

- 児童福祉施設の安全確保にむけた緊急要望  
～ 全乳協、全養協が共同でこども家庭庁に要望
- 今後の大規模災害への備えとして必要なことを表明  
～ 厚労省「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」
- 2025 年度 運営適正化委員会事業研究協議会の開催
- 生活福祉資金貸付事業の現状の共有や課題について協議  
～ 令和 7 年度 第 1 回生活福祉資金貸付事業運営委員会

### 〈インフォメーション〉

- ソーシャルワーク実践力を鍛え、磨き上げる研修～鍛えるコース～  
～ 中央福祉学院 研修案内

全社協の月刊誌（月刊福祉、保育の友）

## 事業ピックアップ

### ● 児童福祉施設の安全確保にむけた緊急要望 ～ 全乳協、全養協が共同でこども家庭庁に要望

5月31日に、佐賀県の乳児院で、職員が一時保護されていた子どもの保護者に切りつけられ亡くられるという痛ましい事件が起こりました。

これを受け、全国乳児福祉協議会（全乳協）と全国児童養護施設協議会（全養協）は6月6日、共同でこども家庭庁に対し、児童福祉施設の安全確保にむけた緊急要望を行いました。

本要望では、「再発防止にむけた検証」、「入所措置・一時保護委託される児童やその家族等に関する情報共有の徹底」、「子どもや家族等の状況をしっかりとアセスメントできる児童相談所の体制強化」、「安全確保を徹底するための支援」の4点を求めています。

6月23日には、全乳協 横川 哲 会長、全養協 高橋 誠一郎 会長がこども家庭庁を訪問、吉住 啓作 支援局長（当時）に要望書を手渡し、あらためて理解を求めました。

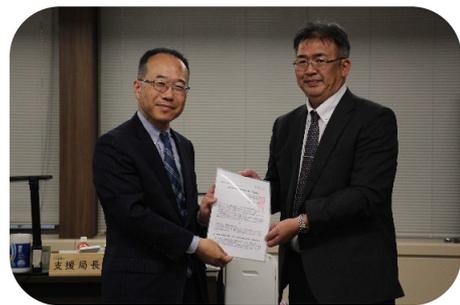
吉住支援局長は本要望を受け、6月6日付でこども家庭庁が発出した通知「児童相談所及び児童福祉施設等における一時保護中の保護者対応等について」を通じて都道府県・指定都市・児童相談所設置市に注意喚起を図り、一時保護中の保護者への適切な対応や委託先施設との情報共有の徹底、安全の確保に向けた取り組みを進めていくことを説明しました。

横川会長は、こども家庭庁の迅速な対応に謝意を示したうえで、事件が支援の現場や関係者に及ぼした影響の大きさを伝えるとともに、今後、一時保護時の安全管理や情報共有のあり方についてともに考えていける場を設置するようこども家庭庁に求めました。

要望書の全文は、以下のホームページから閲覧できます。

[全国児童養護施設協議会「児童福祉施設の安全確保に向けて」](#)

【児童福祉部 TEL.03-3581-6503】



吉住支援局長(左)に  
要望書を手交する横川会長

## ● 今後の大規模災害への備えとして必要なことを表明

### ～ 厚労省「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」

7月2日、厚生労働省で標記会議が開催され、保健医療福祉関係46団体(内、福祉関係24団体)が出席しました。

本会議は、今後大規模災害が発災した場合に迅速かつ円滑な保健医療福祉活動が可能になるよう、平時からの関係機関の連携強化を図ることを目的としたものです。

令和6年能登半島地震後、政府において関係機関、団体間の連携を強化すべきとの認識が高まり、また本年の改正災害救助法(7月1日施行)により、DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動範囲が避難所にとどまらず、在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者にも拡大されることとなりました。こうした状況を踏まえ、冒頭の挨拶において福岡 資麿 厚生労働大臣から、「今回初めて開催する本会議は、各団体から、これまでの対応を踏まえた今後の取り組み、意向を話してもらえる大変貴重な機会と考えている。今回報告される内容を踏まえ、平時からの保健医療福祉の関係者の連携強化に取り組んでいきたい」との期待が述べられました。

本会議には、全社協や構成組織からも参加し、能登半島地震等における活動の振り返り、今後の災害対応に向けた取り組み等について、それぞれ意見を表明しました。

#### 全国社会福祉協議会 金井 正人 常務理事

- ・社協をはじめ、福祉関係者は DWAT 派遣、災害ボランティアセンター支援、被災施設等への応援派遣等、災害時に被災者に寄り添った支援に取り組んできた。
- ・災害救助法に「福祉サービスの提供」が追加されたが、制度運用の大幅な拡大が必要。
- ・平時から人材確保、育成のための研修・訓練、災害支援、被災者の生活再建に携わる関係者と連携、協働を緊密に取り、専ら従事する「災害福祉支援センター」を設置し、迅速な体制整備とそのための財政支援が必要。

#### 全国社会就労センター協議会 叶 義文 会長

- ・能登半島地震で被災した就労支援施設からのヒアリングを通じ、改善すべき課題として次のことが挙がっており、対応が必要。
  - ①報酬の「日払い」問題。災害による休業期間の報酬がなくなり、事業所運営に支障をきたす。報酬の保障の仕組みが必要。
  - ②災害により就労事業ができなくなったとき、就労継続支援 A 型には雇用調整助成金があるが、B 型には工賃を保障する仕組みがない。
  - ③生産設備の復旧や、災害で仕事なくなったときの支援も必要。
  - ④応援職員の宿泊先の確保や給与の考え方等についても、制度を整理・構築する必要がある。

#### 全国身体障害者施設協議会 白江 浩 会長

- ・日常的に福祉避難所のネットワーク、横のつながり体制の構築が必要。同時に福祉避難所に期待する機能に相応しい人的・物的体制を整備するための補助制度の整備が必要。
- ・障害分野で整備が進められている地域生活支援拠点(※)には、現在 5 つの機能が整理されているが、会員施設が拠点を担うことを推進している当会では、防災機能等の 3 機能の追加を要望している。その実現をめざすことで、日頃からの地域連携強化につながる。

※障害者の重度化、高齢化等の状況変化時の選択肢が施設等入所に限定されない

よう、生活を地域全体で支える居住支援のための諸機能をもつ場所や体制

- ・障害分野で作成されている個別支援計画の延長線上にある避難時の個別避難計画の作成と避難後の災害ケースマネジメントが連動する体制の構築が必要。

#### 全国救護施設協議会 大西 豊美 会長

- ・避難所から地域への移行も選択肢に入れながら支援を展開する必要がある。救護施設は利用者の地域移行を含めた支援を日常的に行っているため、今後要請があれば協力できることは多いと考える。
- ・福祉避難所の設置について、行政と福祉施設が協定を結んでいる例は全国的に増えているが、発災時に、当該施設の被害状況等により実際には運営できない例もある。そのため、より広域的に福祉避難所を計画する必要があるのではないか。
- ・高齢者や障害者等、発災時に福祉避難所へ自ら移動することが困難な地域住民について、平時から情報の把握と移動方法を整理しておく必要がある。大阪ではすでにそのような取り組みが行われている。

#### 全国社会福祉法人経営者協議会 谷村 誠 副会長

- ・災害対応を見据えた職員配置(財源確保)や施設建物の耐震化等の一層の推進、非常用自家発電設備等の整備促進、事業継続と地域支援を見越した備蓄品の拡充といった災害時の福祉支援の中心を担う社会福祉法人・福祉施設等の強靱化が急務。
- ・次なる大規模災害に備え、発災時に即応する拠点となる社会福祉法人・福祉施設の指定、整備の促進。
- ・災害関連死を防ぐための国と地方、官と民の連携体制の構築、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の果たす役割の明確化。

[厚生労働省「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」](#)

## ● 2025 年度 運営適正化委員会事業研究協議会の開催

7 月 7 日、運営適正化委員会における苦情相談・解決や日常生活自立支援事業（以下、日自事業）の運営監視をめぐる状況や課題等の理解と事業のさらなる推進を目的として「令和 7 年度 運営適正化委員会事業研究協議会」を開催しました。本年度は、全国 42 都道府県より運営適正化委員会関係者 51 名が参加しました。

本協議会にあたり、本会が各都道府県運営適正化委員会に対し実施した調査によると、昨(2024)年度に運営適正化委員会で受け付けた苦情は 5,491 件(前年度: 5,168 件)、相談は 4,739 件(前年度: 5,080 件)でした(速報値)。苦情受付件数は年々増加傾向にあり、苦情の内容や苦情以外の相談についても多様化・複雑化している状況が近年続いています。

また、運営監視について、全国の日自事業の利用動向は、ここ数年 5 万 6,000 人超で推移し対象となる社協が増加しているなか、運営監視の対象社協への現地調査は、複数年(2~5 年)に 1 回という頻度が大半となっている、現在の人員体制での実施は頻度・内容ともに不十分な状況などの課題があげられています。

協議会の冒頭、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課による行政説明(権利擁護に関する検討状況と社会福祉法改正に向けた動向)の後、全社協・政策企画部から、運営適正化委員会の実施状況と本年度の本会の取り組みについて、また地域福祉部から、日自事業の現状と課題、動向について報告を行いました。

続いて実践報告として、香川県運営適正化委員会 池田 浩史 事務局長から「苦情解決に向けた事業所支援の取り組みについて」、オンライン配信による受講者増に向けた環境整備や、参加者自身による検討用事例の作成といった研修効果をあげるための具体的な手法などの報告が、さらに秋田県運営適正化委員会 佐藤 徹 事務局長からは「運営監視業務の取り組みについて」、現地調査と Web による運営監視小委員会を併用しながら、対象社協を定期的に訪問するための取り組みに関する報告が行われました。

その後のグループ協議では、事前調査への回答で寄せられた各運営適正化委員会の取り組みを踏まえ、苦情解決に向けた事業所支援の取り組み(①事業所対象の研修、②巡回訪問)や日自事業の運営監視業務(現地調査等)をめぐる、実施方法や課題、その解決に向けた実践について、協議を行いました。

質疑では、「行政説明で報告された『新たな日自事業』の内容が見えないなかであるが、現在ある日自事業の課題を解消するために何が必要か考える必要がある」、「各

都道府県における運営適正化委員会事業は、予算に限りがあり厳しい人員体制のもとで実施されている。現場で現状起っている苦情の解決を進めていくには、制度の根本的な改善を図っていく必要がある」との意見があげられました。

最後に、元立教大学教授の平野 方紹 氏より、運営監視業務の役割について、日自事業の創設の背景から今日に至るまでの状況を紐解きながら、利用者の権利擁護のため、システム全体を見渡し改善を提言することや、現場の専門員や支援員を励まし、支援の先行きを見通せる援助をする重要性について講義が行われました。

【政策企画部 TEL.03-3581-7889】

## ● 生活福祉資金貸付事業の現状の共有や課題について協議 ～ 令和 7 年度 第 1 回生活福祉資金貸付事業運営委員会

都道府県社協を実施主体とした生活福祉資金貸付事業の円滑な運用を図るため、7月8日に、各ブロック代表の都道府県社協の常務理事や事務局長等で構成された本年度第1回「生活福祉資金貸付事業運営委員会」を開催しました。

会議では、現在、本貸付事業の業務の中心となっているコロナ特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援に関して、各都道府県社協での支援状況について報告が行われました。連絡がなかなかつかない借受人に対し、アンケートの実施やSMSの活用、専門員の雇用や外部委託による夕方・土曜日の訪問等、さまざまな方策でアプローチを図っている状況が共有されました

また、コロナ特例貸付以外のこれまで実施してきた通常貸付は、本年で制度施行から70周年となります。この間、時代の状況やニーズに応じてさまざまな見直しが行われてきましたが、本会議における協議でも、貸付対象範囲の拡大や、一部の資金種類の運用の困難さ等について意見が出され、今後は全体を俯瞰しながら本貸付事業に何が求められているのかを見極め、整理していく必要があるとしました。

【地域福祉部 生活福祉資金貸付事業支援室 TEL.03-3581-8038】

# インフォメーション

## ● ソーシャルワーク実践力を鍛え、磨き上げる研修～鍛えるコース～ ～ 中央福祉学院 研修案内

本研修では、既存制度のみに依拠しないソーシャルワーク実践と多機関連携によるソーシャルデザインの往還により、住民と専門職同士が、人間の尊厳を守り、地域の支援力を高める支援のネットワークを地域社会に形成することによって、地域共生社会・地域包括ケアを深化させる包括的な体制づくりをめざします。

以下のような方の受講をお待ちしています。

- ・ 出口の見えないケースに直面し、孤軍奮闘している
- ・ 他分野と連携した取り組みを始めたい
- ・ 個人・家族・地域のアセスメントに自信がない
- ・ 他分野の課題にも対応できるソーシャルワーカーになりたい

特色	<ul style="list-style-type: none"><li>・受講生の関心に焦点を寄せながら、事例を用いた演習、対話型トレーニング、ケースカンファレンス(事例検討会)をくりかえし、自らの職場と利用者・家族との援助関係の形成や、地域資源の調整・開発を探求します。</li><li>・多機関・多職種の受講者がグループスーパービジョン、グループワークでの演習・交流を通し、地域生活課題を解決する方法を相互に学びます。</li><li>・少人数体制(定員 40 名)での実施のため、密度の濃い学びを得られます。</li></ul>
講師	中央福祉学院 主任教授 山下 興一郎 35 年間、大学や全国各地の現場(生活保護、困窮、児童、老人、障害、地域福祉領域)のケース検討会やグループスーパービジョンに参加した経験を活かして本研修を企画。受講者一人ひとりが実践的に学ぶことができます。
日程	※両日程のプログラムは同一 (秋日程)2025 年 10 月 14 日(火曜)～16 日(木曜) <b>申込受付期限:9 月 19 日(金曜)</b> (冬日程)2026 年 2 月 13 日(金曜)～15 日(日曜) <b>申込受付期限:1 月 13 日(火曜)</b>
会場	ロフォス湘南 中央福祉学院(神奈川県葉山町)
受講料	3 万 9,600 円(税込) ※旅費・宿泊費・食事代は含まれません。
受講対象者	ソーシャルワーク業務を担う現任者や管理職員等をはじめとする実践家。 例)社会福祉施設、社協、行政(福祉事務所、児童相談所、こども家庭センター、基幹型相談支援事業所等)、学校、医療機関などの職員
ウェブサイト	内容、申し込み方法等の詳細は、次のホームページをご確認ください。 <a href="#">中央福祉学院「ソーシャルワーク実践力を鍛え、磨き上げる研修」</a>



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

## 全社協の出版情報

出版部で発行した書籍や月刊誌最新号の特集をご案内します。

### <月刊誌>

#### ●『月刊福祉』8月号

特集：今改めて虐待に向き合う

虐待は大きな権利侵害です。虐待防止の法制度・体制整備とともに、社会的弱者の権利を守る社会福祉法人・福祉施設においても取り組みが進められています。しかし、依然として虐待発生に関する報道は後を絶たちません。こうした状況のなかで、今あらためて、虐待を起こさない現場をつくるために、どのような取り組みが必要となるのかを考えます。

(7月7日発売 定価 1,170円—税込—)



↑ 画像をクリックすると  
試し読みできます。

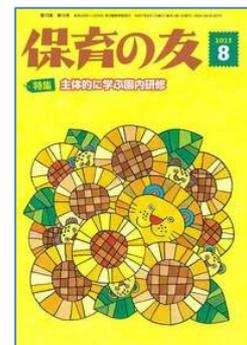
#### ●『保育の友』8月号

特集：主体的に学ぶ園内研修

質の高い保育を展開するためには、園内研修を通じた学びによる保育者の資質向上と園全体の専門性の向上が大切です。

本特集では、保育者一人ひとりの主体的な参加につながる園内研修にするための工夫について、気づきと学びの循環、本音で語り合える環境、若手が参加しやすい研修をキーワードに各園での取り組みから学びます。

(7月8日発売 定価 740円—税込—)



↑ 画像をクリックすると  
試し読みできます。

### <レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。